

# 令和8年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

## 全般的事項、国庫補助金<sup>(※)</sup>、叙勲

(※) 一部を除く

令和8年5月  
総合教育政策局 健康教育・食育課  
庶務・助成係



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 健康教育・食育課 令和8年度予算額



文部科学省

(百万円)

事 項	8年度 予算額	7年度 予算額
<b>学校保健の推進</b>	<b>508</b>	<b>559</b>
現代的な健康課題への対応		
現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業	48	48
学校健康診断情報のP H Rへの活用推進事業	207	227
現代的な健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）	96	96
養護教諭の業務の支援体制の充実		
学校保健・食育推進体制支援事業	52	52
その他		
主催事業実施状況調査等の実施、健康教育関係調査費等	18	18
へき地児童生徒援助費等補助（保健管理費）	52	48
要保護児童生徒援助費補助（医療費・学校給食費）	35	41
前年度限りの経費	—	29
健康診断・健康観察に係る調査研究事業<7年度補正予算>	7年度補正予算額	<50>
<b>学校給食・食育の充実</b>	<b>236</b>	<b>248</b>
学校給食の改善充実に向けた支援事業		
学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業	51	59
学校給食に関する衛生管理の調査・指導等	18	19
食の指導改善充実事業		
学校給食におけるリスクマネジメント強化（新規）	28	0
栄養教諭による食の指導普及啓発	34	20
栄養教諭の業務の支援体制の充実		
学校保健・食育推進体制支援事業【再掲】	【52】	【52】
その他		
主催事業実施状況調査等の実施、健康教育関係調査費等【再掲】	【18】	【18】
要保護児童生徒援助費補助（医療費・学校給食費）【再掲】	【35】	【41】
前年度限りの経費	—	39
学校給食費公会計化等推進事業<7年度補正予算>	7年度補正予算額	<4,164>
<b>学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）</b>	<b>164,899</b>	<b>0</b>
<b>健康教育・食育課 合計</b>	<b>165,538</b>	<b>696</b>

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)

# 学校保健の推進

令和8年度予算額 5億円  
(前年度予算額 6億円)  
令和7年度補正予算額 1億円



文部科学省

## 現代的な健康課題への対応

### 現代的な健康課題（がん教育等）理解増進事業

48百万円（48百万円）

- がん教育の成果等の全国への普及のため、がん教育シンポジウム等の開催
- がんや生活習慣病、歯と口の健康、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育み、また、がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症等を抱える人々への共感的な理解を深め、さらに、献血への理解等社会に貢献する意欲や態度を養うため、地域の実情に応じた外部講師を活用した教育活動を支援
- 各学校における指導の充実を図るため、外部講師を活用した授業動画等を作成 【委託先：1団体（民間団体等）】

### (参考)健康診断・健康観察に係る調査研究事業

【令和7年度補正予算額 50百万円】

- 「心の健康」を含めた、児童生徒等が抱える現代的な健康課題へ対応するため、学校現場の実態や働き方改革に即した、適切かつ効果的な対応手法の開発に係る調査研究を実施

### 学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

207百万円（227百万円）

- 政府全体のPHR（Personal Health Record）推進の方針を踏まえ、学校健診情報についても本人や保護者等に電子的に提供できる環境の整備
- PMH（Public Medical Hub）と連携した保護者や学校等の負担軽減等に資する次世代型学校健診PHRの仕組みに関する調査研究を実施 【委託先：1団体（民間団体等）】

### 現代的な健康課題に関する指導の充実に向けた支援（健康教育振興事業）

96百万円（96百万円）

- アレルギー、近視、脊柱側弯症、生活習慣病、歯と口の健康、薬物乱用等の学校保健の現代的な課題などに関する参考資料の作成、講習会・調査の実施等

交付先	(公財) 日本学校保健会	補助率	定額	等
-----	--------------	-----	----	---

## 養護教諭の業務の支援体制の充実

### 学校保健・食育推進体制支援事業

52百万円（52百万円）

- 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図るために必要な経費を補助

対象校種	公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等	補助率	1/3
------	-------------------------	-----	-----

(担当：総合教育政策局健康教育・食育課)



## 学校給食の改善充実に向けた支援事業

学校給食への地場産物・有機農産物等使用促進による食の指導充実に関するモデル創出事業 51百万円 (59百万円)

- 学校給食における地場産物や有機農産物等の使用促進を図るとともに、子供たちが学校給食を通じて様々な食に触れながら、環境負荷低減や食料安全保障、我が国や地域の食文化等に対する理解を深めることに繋げるため、**食材としての活用のみならず食育まで一体となった先進事例を創出** 【委託先：7団体（地方公共団体）】

学校給食に関する衛生管理の調査・指導等 18百万円 (19百万円)

- 各都道府県の指導主事や退職栄養教諭等に対して、**食中毒など、給食における事故防止等を取り上げる指導者養成講習会を実施**するとともに、当該指導者による**衛生管理に関する調査・指導を実施、域内に展開**することで徹底された衛生管理を実現

等

## 食の指導改善充実事業

学校給食におけるリスクマネジメント強化 28百万円 (新規)

- 学校給食の調理から給食の時間における指導に至るまで、段階別に留意すべき事項について**衛生面・安全面の両面から検討**を行い、**研修動画教材等を作成**
- 学校給食において、窒息事故等の迅速かつ適切な対応が求められる事故が発生した場合を想定し、**モデル校での訓練を実施**し、平時から備えておくべき事項の**チェックリストを作成** 【委託先：1団体（民間団体等）】

栄養教諭による食の指導普及啓発 34百万円 (20百万円)

- 栄養教諭に期待される職務内容や、食に関する指導の重要性及び教育効果についての**研修動画教材を作成し、教育委員会や学校管理職を対象とした研修会を実施**。併せて**栄養教諭の効果的な活用に関する好事例の紹介資料を作成し、全国へ普及**
- 栄養教諭が食育の中核としての役割を果たすために必要な職務の見直し及び効果的な校務分掌の定め等に関する検討を行うための調査研究を実施  
【委託先：<研修会の実施等> 1団体（民間団体等）、<調査研究> 7団体（地方公共団体）】

## 栄養教諭の業務の支援体制の充実

学校保健・食育推進体制支援事業 52百万円 (52百万円) 【再掲】

- 複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等に対し、よりきめ細かな支援を実施するため、地方公共団体が、**養護教諭・栄養教諭の経験者や有資格者を学校に派遣し、繁忙期や研修時等の体制強化を図る**ために必要な経費を補助

対象校種	公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
補助率	1/3

## 1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

## 2. 補助内容

### (1) スクールバス等購入費

8億円 (6億円)

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

### (2) 遠距離通学費

10億円 (10億円)

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助  
(補助期間：5年間)

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

### (3) 離島高校生修学支援事業

2億円 (2億円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

### (4) その他

2億円 (2億円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費 (3～5級地)、学校間移動費、**保健管理費**

## 3. 実施主体

都道府県、市町村

## 4. 補助率

1 / 2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

### ○医師派遣等

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校 (準へき地校含まず) であって、学校から医療機関までの距離 4 km以上 あるものに限る。経費 20万円以上 の事業に限る。

### ○心臓検診

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校及びへき地学校に準じる学校であって、小学校第1学年及び第4学年、中学校第1学年を対象とするものに限る。経費 6万円以上 の事業に限る。

# 義務教育段階の就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）

令和8年度予算額  
(前年度予算額)

5億円  
5億円)



## 現状・課題

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、また、就学援助法等において、国は市町村に対して必要な援助を行うこととされている。経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資する。

## 事業内容

事業実施期間

昭和34年度～

### 【要保護者への就学援助】（令和5年度：約8万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

### ◆令和8年度予算額（案）

#### 単価の引き上げ

#### ・「新入学児童生徒学用品費等」

小学校： 57,060円 → 64,300円（+7,240円）  
中学校： 63,000円 → 81,000円（+18,000円）



### 【参考：準要保護者への就学援助】（令和5年度：約114万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体の改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

# 要保護児童生徒援助費補助金予算単価 【令和8年度予算額】

(単位：円／年額)

区分		対象品目	小学校	中学校	区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費		児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆、ノート、絵の具、副読本、運動衣、その他、実験・実習材料費も含む。）。	11,630	22,730	通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公営又は民営バス会社等への運行委託料。 （片道の通学距離が、小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、豪雪地帯における積雪期間中は、その半分の距離。特別支援学級や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。）	40,020	80,880
通学用品費（第1学年を除く）		児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。 なお、小中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,270	2,270	クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,760	30,150
校外活動費（宿泊を伴わないもの）		児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,600	2,310	生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,650	5,550
校外活動費（宿泊を伴うもの）		児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,690	6,210	P T A 会費	学校・学級・地域等を単位とする P T A 活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,450	4,260
体育実 技用 具費	柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあつては、スキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	7,650	卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	11,000	10,000
	剣道	同上	—	52,900	オンライン学習通信費	I C T を通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用される教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）	15,000	15,000
	スキー	同上	26,500	38,030	医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病（虫卵保有を含む。）について、学校において治療の指示を受けた場合の、その治療のための医療に要する費用。	20,000	20,000
	スケート	なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	11,810	11,810	学校給食費	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食	63,000	69,000
新入学児童生徒学用品費等		新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上ばき、帽子等）。	64,300	81,000	補食給食	完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食	50,000	50,000
修学旅行費		交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費、旅行取扱料。	22,690	60,910	ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	10,000	10,000

※ 赤字は令和7年度予算単価から変更があったもの。

## 令和8年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（令和8年5月22日付 事務連絡）

### 1 就学援助の適切な実施について

- (5) 経済的理由により就学困難な児童生徒を支援するという制度の趣旨を踏まえ、認定されるまでの間は **各費目の徴収を猶予するなど、当該世帯の経済状況に応じた配慮に留意すること。**
- (14) **離婚後の父母双方を親権者と定めた場合、要保護者については、原則として、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯として認定した上で、当該世帯の収入及び資産等を踏まえて要保護者であるかを判断することから、準要保護者に係る就学援助の認定については、こうした国の要保護者への取扱いについて趣旨を理解の上、適切に判断・対応すること。**

### 2 その他留意事項

- (1) 市町村がそれぞれの費目を給与する場合には、次に掲げる点に留意すること。

#### ① 一般的事項

ア **要保護者に対する援助は、それぞれ関係法令の定めるところにより、適切に支給すること。**

なお、修学旅行費・医療費以外の費目（学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費）については生活保護における教育扶助等において措置されているものであるから、教育扶助等と重複して給与することのないよう留意するとともに、現に生活保護を受けていない要保護者については、保護の実施機関に連絡して極力生活保護を受けよう勧奨すること。

イ **要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。**

# 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和8年度予算額  
（前年度予算額）

1億円  
0.5億円



## 現状・課題

大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図り、教育機会を確保することが喫緊の課題である。

都道府県等が被災により就学困難となった児童生徒等に対して就学支援等を実施できるよう、国が支援することが必要である。

## 事業内容

大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部（**2/3**）を**国庫で支援**する。

本事業は平成28年熊本地震を発端として同年度から実施している。

※令和7年度まで被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）の就学支援等事業の対象であった福島県を除く地震・津波被災地域（岩手県、宮城県）については、令和8年度から本事業の就学援助事業において支援。

## 事業実施期間

平成28年度～

### 令和6年能登半島地震の被災による支援が対象。

・大規模災害発災後の支援初年度から3年以内の事業が対象。支援初年度の翌年度以降の補助対象は下限あり。

## ① 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 被災により就学困難となった児童生徒  
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、**学校給食費、医療費**等  
※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る費用を含む。



## ② 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 被災により就学困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

### ○小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む）における学校給食費

令和8年度において、給食費負担軽減交付金と被災児童生徒就学支援等事業の給食費に関する支援の考え方としては、各市町村において、本事業による国及び都道府県からの基準額に基づく支援額までは給食費負担軽減交付金を活用することとし、基準額を超える部分については、被災児童生徒就学支援等事業を活用することが可能。

## ④ 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒  
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



## ⑤ 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

担当：初等中等教育局財務課

## マイナンバー情報総点検について

- 健康保険証や障害者手帳など、マイナンバーと制度固有番号等との紐付け誤りが生じていたことを受け、令和5年6月にデジタル庁にマイナンバー情報点検本部を設置し、マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて総点検を行った
- 学校保健安全法第24条に規定される医療費援助については、紐付け方法の調査の結果、紐付け誤りの可能性が低いと判断され、総点検の対象とはならなかったが、新たに策定された「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に沿った対応が求められている

## 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」について

- これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインが示されていなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないように、再発防止対策の一つとして、令和5年10月に各紐付け実施機関向けに「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン（以下ガイドラインという）」をデジタル庁にて策定
- 直近では令和6年5月にガイドラインが改定され、総点検終了後の通常業務における定期的なマイナンバーの確認等に係る作業等が追加された。

## ガイドラインの主な内容

### ▶ マイナンバー登録事務について

- 申請時のマイナンバー取得の原則化
  - 各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
- 本人確認の手段
- 住基ネット照会について
  - 氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修（都道府県は改修済み、市町村は夏までを目途に改修予定）

### ▶ 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）

- 各制度の申請時や更新時といった本人確認の際に、マイナンバーカードの券面等の番号確認（申請書などにマイナンバーの記載がなかった場合は住基ネット照会）を行うこと等により、マイナンバーの確認を徹底
- 過去に副本登録を行ったものの、認定の更新がなかったなど、本人の状況を確認する機会のない事務については、上記の対応に代えて各紐付け実施機関が必要な確認作業をガイドライン発出日から1年程度を目安に実施する。おってデジタル庁から確認作業の省力化のためのツールを必要な紐付け実施機関へ提供予定。

### ▶ 副本登録について 等

## 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

### Ⅲ 具体的な施策及び到達点

#### （2）全国医療情報プラットフォームの構築

##### ②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界がある。

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の中で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。

（略）

**公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。**

（略）

※医療DX推進本部：総理を本部長、官房長官・厚労大臣・デジタル大臣を本部長代理、総務大臣・経産大臣を本部員として内閣に設置された本部。

## デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組 / (1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進 /

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進 / ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の推進 / (イ) マイナンバーカードの普及と利活用の推進

B マイナンバーカードの市民カード化の推進

(b) 医療費助成の受給者証や診察券との一体化

法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証としてマイナンバーカードを利用可能とする地方公共団体を順次拡大し、2026年度中に全国規模での導入を目指すとともに、診察券としてマイナンバーカードを利用できる医療機関の拡大を図る。

### 第2 重点政策一覧

○ [No1-56] 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化 ※医療費助成の受給者証関連抜粋

- ・ 法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証及び医療機関の診察券のマイナンバーカード化を推進し、マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局を受診等できる環境整備を進める。
- ・ マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用可能とする取組については、先行的な取組として2024年度までに累計183自治体を採択。2025年度、順次、参加自治体を拡大し、2026年度中に全国規模での導入を目指す。

具体的な目標： <受給者証とマイナンバーカードの一体化>

2023年度：情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始

2024年度・2025年度：情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大

2026年度：全国規模での導入を目指す

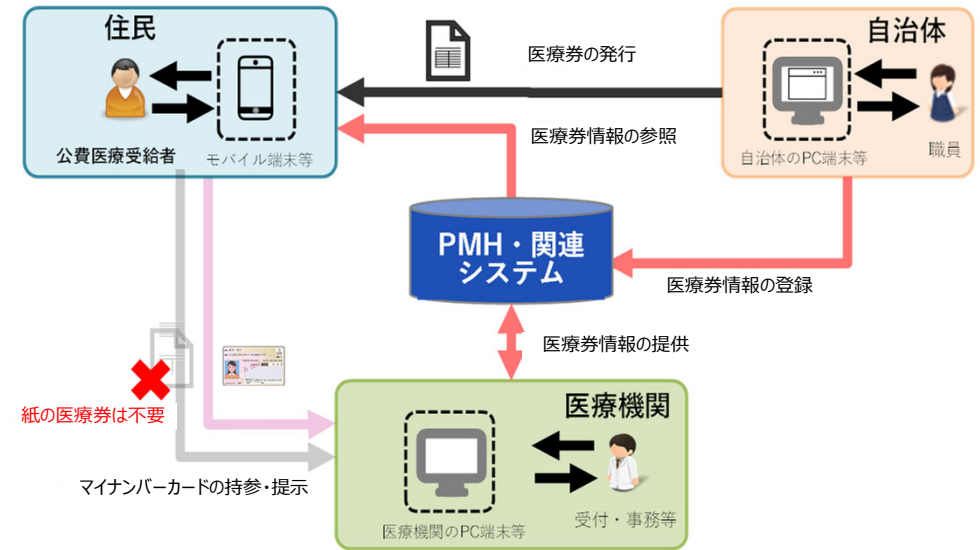
主担当省庁：デジタル庁

関係府省庁：厚生労働省

## ➤ オンライン資格確認を実施するためには

- 学校保健安全法に基づく医療費援助では、援助対象者である資格を確認するものとして「医療券」を発行している場合があるが、この「医療券」に係る情報をPMH（Public Medical Hub）に提供することで、マイナ保険証1枚での受診が可能となる
- PMHへの情報提供は、就学援助システムとの連携や、CSVファイルでの手動登録などでの対応を想定。就学援助システムの標準仕様書についても、PMH連携に対応した改正を予定。
- その他、PMH連携のために必要な受給者番号の付番や、PMH利用にあたってのデジタル庁との契約などの対応が必要。なお、全国展開後（R9以降）のPMHなど関連システムの運営費については、医療費助成の実施主体である自治体等で負担いただくことを想定

(オンライン資格確認のイメージ図)



【参考】医療費助成のオンライン資格確認 自治体・自治体システムベンダ向けの情報（厚生労働省HP） [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryuuhiyosei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuuhiyosei.html)

## ➤ 学校保健安全法に基づく医療費援助は、各自治体の状況に応じて対応を

- 学校保健安全法に基づく医療費援助は、
  - ✓ 学校保健安全法第24条に実施根拠はあるものの、条文に援助の実施方法や支給内容等に関する規定がない
  - ✓ 各自治体において条例や規則等に具体的方法を定めた上で、医療費援助を実施しており、各自治体でその実施方法が異なるため、地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（各自治体の実施することも医療費助成等）と同様に取り扱うことと整理
- そのため、国で一律に実施方法等を決め、全国に統一した対応を求めることはせず、自治体の状況に応じて取組を行っていただく
- 各自治体での援助の状況（受給者数や援助の方法など）、システム改修やその後の運営に係る経費なども勘案し対応の検討をお願いしたい

## 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

- ・ a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。

[a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置]

- ・ b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、**地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。**

[b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置]

## ➤ 現物給付（併用レセプト請求）を実施するためには

- 医療機関等が正確に患者負担金を計算できることを前提として、各自治体と審査支払機関の間で都道府県を跨いだ地方単独医療費等助成の委託契約を締結すること等により、現物給付（併用レセプト請求）を実現し、**患者が他の都道府県に所在する医療機関等でも一時的な負担なく現物給付で受診できるようになり、自治体の償還事務や医療機関等の請求事務の効率化が可能に**
- そのため、計算順序の標準化（共通算定モジュールの整備）を図るとともに、併用レセプト請求方式への統一を図ること等により、医療費請求事務の簡素化・標準化を進めている
- 現物給付（併用レセプト請求）の取組には、請求事務に必要となる事業番号の採番、公費負担者番号 8 桁化・公費負担者番号 7 桁化、共通算定モジュールでの計算ルールを定める地単公費マスタの登録、審査支払機関（支払基金及び国保連合会）との審査支払に係る委託契約を締結すること等の対応が必要

【参考】国公費・地単公費マスタの変更・更新、地単公費の現物給付化の取組について（厚生労働省HP） [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuohoken/index\\_00030.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuohoken/index_00030.html)

## ➤ 学校保健安全法に基づく医療費援助は、各自治体の状況に応じて対応を

- 学校保健安全法に基づく医療費援助について現物給付（併用レセプト請求）に係る取組を実施するかどうかは、オンライン資格確認同様、**各自治体での援助の状況（受給者数や県境の自治体など都道府県を跨いで現物給付のニーズがあるかなど）に応じて判断いただきたい**
- 現物給付（併用レセプト請求）に係る取組を実施する場合には、開始予定時期・対象地域について厚生労働省への報告が必要になるため、まずは当課まで連絡を

## 叙勲対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は各号のいずれかに該当し、かつ、年齢70歳以上者の者であること。

- ① 学校保健、学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で、関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師にあつては、業務歴が40年以上の者

※児童生徒数の平均が概ね100人を超えている学校に通算40年以上勤務していることが原則として必要

ただし、へき地校の場合、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和37年7月18日自治省令第14号）2条1項により、辺地度点数が100点以上であれば、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていなくても差し支えない。

## 特に確認漏れが多い事項

- ✓ 刑罰を受けたことがあるにも関わらず、事前協議を行わなかった。
- ✓ へき地校でないが、児童生徒数の平均が概ね100人を超えていない。
- ✓ 候補者が88歳以上の場合は高齢者叙勲に抛らなかつた合意的な理由が必要になるところ、その説明がなされていない。
- ✓ 候補者に異動（本籍地・現住所の変更だけでなく、現職でなくなった、死亡したなど）があつたにも関わらず、文部科学省へ連絡を行わなかった。

## 褒章対象者

学校保健、学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① **藍綬褒章**  
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として、概ね20年以上在職し、その功績特に顕著な者
- ② **黄綬褒章**  
学校保健、学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として、業務に精励し、他の模範となる技術や事績を有する者
- ③ **緑綬褒章**  
学校保健、学校安全及び学校給食の分野において、自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）に概ね20年以上従事している者又は10年以上従事し、活動内容が特に優れている者のいずれかであつて、かつ、ボランティア活動による文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

## 勲章審査票

- 毎回様式が変わります。**最新の様式を使用**してください。
- 本籍は戸籍謄本に記載の通り（漢数字やアラビア数字の記載も一致するように）としてください。
- 主要経歴が学校医等である場合、主要経歴欄には「**現(元)学校医**」、「**現(元)学校歯科医**」、「**現(元)学校薬剤師**」の**いずれか**を入力してください。その際**現職、元職を明確**してください。
- **履歴書と審査票で、記載内容を一致**させてください。
- 在職期間、表彰歴は年月だけでなく、日付まで入力ください。
- 表彰歴は**国からの表彰は記載必須**です。そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については記載しなくても問題ありません。
- **最終学歴以降の経歴に空白期間**（在職等不明の期間）がある場合、当該期間の状況について、**備考欄に「在家庭」「開業準備」「不明」**など記入してください。

## 履歴書

- 審査票に記載のない経歴が記入されていることがありますので、審査票と表記、内容を一致させてください。
- 表彰歴は**国からの表彰は記載必須**です。そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については記載しなくても問題ありません。

## 基本情報

- **外字は使用せず、常用体を使用**してください。
- 主要経歴について、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）について、現職の場合は「**現学校医（学校歯科医、学校薬剤師）**」と入力し、発令日までに退職されている場合は「**元学校医（学校歯科医、学校薬剤師）**」と入力してください。その際**現職、元職を明確**してください。
- 学校医等に係る功労名欄には、**原則として「学校保健功労」**と記入してください。

## 功績調書

- **功績調書に記載された履歴については、勲章審査票及び履歴書にも記載**してください。功績調書に記入された履歴と勲章審査票及び履歴書に記載された履歴の内容、経歴の年月が一致するようにしてください。

## 刑罰等調書

- 春叙勲であれば前年の4月29日以降、秋叙勲であれば前年の11月3日以降に作成されたものを提出してください。
- 様式は**当課から送付する別紙様式を用い**てください。（これ以外の様式により提出された場合は差し替えを求めめる場合があります。）

## 提出時の留意点

- 基本情報及び事前協議資料と、本申請資料の**提出期限が異なります**ので、十分御留意ください。また、**紙媒体の提出は期限必着**です。
- 紙媒体は、**勲章審査票は片面印刷、功績調書及び履歴書は両面印刷**で提出してください。
- **こより、ホッチキス留め、パンチ、インデックスは厳禁**です。
- 紙媒体提出に際し、**クリップやファイル等は、必要最低限の使用**をお願いいたします。

## 団体の規模及び事業概況調、その他関係書類

- 候補者が**役員として関与していた時点**で作成してください。
- **開業している個人経営の医療機関や役員を務める医療機関**がある場合も作成してください。
- 医療機関にあつては、**歯科医を含め、必ず備考欄に病床数を記入**してください。**病床なしの場合も、その旨明記**してください。
- 履歴書に記載した対象者が所属する**都道府県及び市区町村の医師会（歯科医師会、薬剤師会を含む）**については、「**団体の規模及び事業概況調**」、「**会員数調**」、「**定款等**」の関係書類を提出ください（団体の長歴（副会長含む）がある場合には「**歴代会長等調**」も）。そのほか学校医師会等の団体の役職等については、履歴書に記載いただくのみで十分であり、関係書類の提出は不要です。

## 学校規模調書、その他関係書類

- 学校規模調書と審査票・履歴書間で、**在職期間が一致していないケースが散見**されます。提出時に十分御確認ください。特に学校規模調書について、例えばR6.3.31まで在任した場合の元学校医等の最終年度はR6年度ではなくR5年度になります。
- 現職の場合、**発令年度の児童生徒数まで記載**する必要があります。秋叙勲の推薦資料提出において、提出期限が発令前年度末のため、お手数ですが、**前年度末までの学校規模を記載した学校規模調書の紙媒体を一旦前年度末に御提出**いただき、**発令年度の5月末までに当該年度の学校規模を追記の上、電子媒体で再提出**ください。
- 児童生徒数の平均が**100人未満**であつて、**へき地学校に勤務する学校医等**については、**在職した全ての学校の所在地がわかる地図を添付**してください。在任期間中の在籍園児、児童、生徒数が**平均100人を超える場合は、地図の添付は不要**です。
- **へき地学校（辺地度数が100点以上）での在任期間を含めないと40年に満たないものについては、辺地度数が分かる資料を提出**ください。また、当該者については内閣府提出後に「**当該者を推薦することが適切である理由書**」を御提出いただく必要が生じる事が多いため、事前に御準備いただけますと幸いです。
- 春叙勲の推薦書類提出において、現職の場合は、勤務している学校の**直近年度の児童生徒数を必ず記載**してください。

その他詳細については、推薦依頼時に送付する「事務連絡」や「推薦資料の作成要領」等を参照ください。